

安中市立碓氷病院 訪問リハビリテーション安中

(介護予防) 訪問リハビリテーション運営規程

(令和8年4月1日規程第2号)

第1条 (事業の目的)

この規程は、安中市立碓氷病院が運営する事業所である訪問リハビリテーション安中(以下、「事業所」とする。)について必要な人員及び管理運営に関する事項を定めることにより、指定訪問リハビリテーション事業及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業(以下、「事業」とする。)の適正な運営を図ることを目的とする。また、主治医が訪問リハビリテーションの必要性を認めた要介護者又は要支援者に対し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下、「理学療法士等」とする。)が行う、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション(以下、「訪問リハビリテーション」とする。)を提供し、療養生活の支援と生活の質向上を図ることを目的とする。

第2条 (運営方針)

事業所は、上記の目的を遂行するために地域との結び付きを重視し、安中市及び関係市町村やその地域における保健・医療・福祉サービス事業所との密接な連携に努め、適切な運営を図るものとする。

第3条 (事業を行う事業所の名称等)

事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称：訪問リハビリテーション安中(事業所番号：1011410154)
- (2) 所在地：安中市原市1丁目9番10号(安中市立碓氷病院内)

第4条 (職員の職種、職員数及び職務内容)

事業所の管理者及び職員の職務内容は以下のとおりとする。

- (1) 管理者：1名
- (2) 医師：1名以上

利用者の身体機能の維持又は向上のため、リハビリテーションの提供を行うに当たって診療を行い、理学療法士等への指示、利用者の健康管理及び保健衛生の指導を行う。

- (3) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士：1名以上

医師の指示に基づき、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法等により、訪問リハビリテーションを行う。

第5条 （営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間については、安中市立碓氷病院職員就業規程に準じて定めるものとし、次のとおりとする。

(1) 営業日：月曜日から金曜日

ただし、国民の休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。

(2) 営業時間：午前8時30分～午後5時15分までとする。

第6条 （訪問リハビリテーションの提供方法）

訪問リハビリテーションの提供方法は以下のとおりとする。

(1) 利用者が主治医に訪問リハビリテーションの利用申し込みを行い、主治医が事業所に交付した指示書により理学療法士等が利用者宅を訪問してリハビリテーション実施計画を作成、訪問リハビリテーションを実施する。

(2) 利用者及びその家族から事業所に直接申し込みがあった場合は、関係機関（主治医、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等）に調整を求め対応する。

(3) 利用者の選定した介護支援専門員等が作成した居宅サービス計画に基づき訪問リハビリテーションを行う。

第7条 （訪問リハビリテーションの内容）

訪問リハビリテーションの内容は以下のとおりとする。

(1) 訪問リハビリテーションは、利用者の心身の状態及び生活環境を踏まえて適切に行うとともに、その生活の質の確保を図るよう、事業所医師及び主治医の診療による指示又は主治医意見書による指示に基づき作成した訪問リハビリテーション計画等に沿って実施するものとする。

(2) 訪問リハビリテーションの提供に当たっては、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うこととともに、訪問リハビリテーション計画等の修正を行い、改善を図るよう努めるものとする。

(3) 訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者の心身の状態、リハビリテーションの内容やそれを提供する目的及び具体的な方法、リハビリテーションに必要な環境の整備その他療養上必要な事項について、利用者及びその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うものとする。

(4) 訪問リハビリテーションを実施した場合は、終了後速やかに、利用者の氏名、実施日時、実施したリハビリテーションの要点及び担当者の氏名を記録するものとする。

第8条 （緊急時及び事故発生時における対応方法、損害賠償）

(1) 緊急時における対応は以下のとおりとする。

訪問リハビリテーション実施中に利用者の病状が急変もしくはその他緊急事態が生じた際は、必要に応じて応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

また、理学療法士等は前記についてしかるべき処置をした際は、速やかに管理者及び主治医に報告する。

(2) 事故発生時における対応方法は以下のとおりとする。

訪問リハビリテーション実施中に利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

また、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。ただし、利用者による自責事由である場合に関してはこの限りではない。

第9条 （利用料）

(1) 訪問リハビリテーションの基本利用料は、介護保険法に規定される厚生労働大臣が定める報酬によるものを基準とし、法定代理受領サービスであるときは、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合による額とする。ただし、支給限度額を超過した場合は全額自己負担とする。詳細は別紙の利用料金表（以下「別表」とする。）を参照。

(2) その他の保険給付の対象とならない利用料については、別表により取り扱うものとする。

第10条 （通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、安中市全域とする。

第11条 （相談・苦情対応）

事業所は、訪問リハビリテーションの利用者及び家族からの相談・苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。また、前記の苦情内容等について記録し、その完結日より2年間保存する。

第12条 （個人情報の保護）

事業所は、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省策定の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守するものとし、事業所に従事する職員は正当な理由なく、利用者及びその家族について知り得た個人情報を漏洩してはならない。また、退職後も同様とする。

事業所が知り得た個人情報については、療養上必要な他事業所との連携や介護サービスの提供以外の目的では利用しないものとし、情報提供については同意書により同意を得るものとする。

第 13 条 （衛生管理）

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (2) 事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的
に実施する。

第 14 条 （虐待の防止）

事業所は、利用者の虐待の発生・防止のために、以下の措置を講ずるものとする。また、訪問リハビリテーションを提供中に、利用者に係る者（職員や利用者家族等）による虐待を受けたと思われる事象を発見した場合は、速やかにこれを市町村及び関係機関に通報するものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的
に開催するとともに、その結果について職員に周知を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待防止のための職員に対する定期的な研修を行う。

第 15 条 （身体拘束の原則禁止）

訪問リハビリテーションを行うにあたって、利用者の生命又は身体の保護を優先するための緊急時を除き、利用者の行動を制限する行為は行わないこととする。

第 16 条 （ハラスメント及び就業環境の確保）

事業所のハラスメント対策のための対応を以下のとおりとする。

- (1) 事業所内において行われるハラスメントにより、事業所の就業環境が損なわれることを防止するための方針を明確化し、必要な措置を講じる。
- (2) カスタマーハラスメント防止のための方針を明確化し、必要な措置を講じる。
- (3) 事業所内におけるハラスメントの内容及び行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知する。

第 17 条 （業務継続計画の策定）

事業所が非常時に業務を継続するための対応を以下のとおりとする。

- (1) 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」とする。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 事業所は職員に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を年 1 回以上実施する。
- (3) 事業所は定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第 18 条 （記録の管理）

事業所は、定められた記録（訪問リハビリテーションの管理、設備に関するもの）を作成し、5 年間は保管する。

第 19 条 （掲示）

事業所は、運営規程及び職員の勤務体制を掲示することとする。また、運営規程は安中市立碓氷病院のホームページ上に掲載することとする。

第 20 条 （その他運営についての留意事項）

この規程に定めるもののほか、事業所の運営に必要な事項は安中市の審議を経て承認により決定することができる。

附則

1. この規定は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。
2. この規定は、令和 8 年 4 月 1 日から改定・施行する。